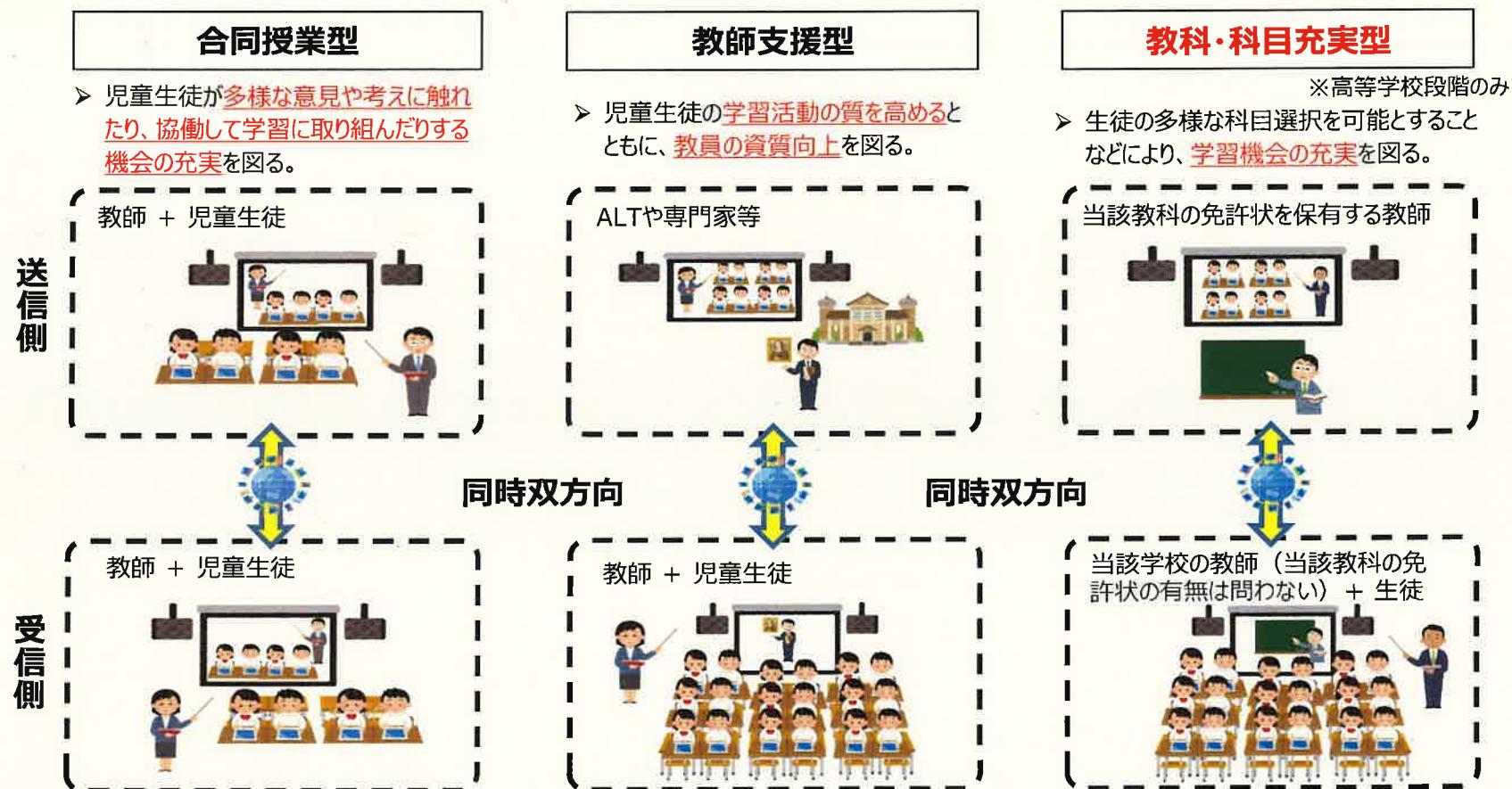


高校の1人1台端末整備に向けた取組について

(1) 遠隔授業 [教科・科目充実型] の制度化

- 平成27年4月より、高等学校の全日制・定時制課程における遠隔授業 [教科・科目充実型]を正規の授業として制度化し、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側に当該教科の免許状を持った教員がいなくても、同時双方向型の遠隔授業を行うことができることとしている。
- これにより、高等学校段階において、先進的な内容の学校設定科目や相当免許状を有する教師が少ない科目（第二外国語等）の開設、小規模校等における幅広い選択科目の開設等、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、生徒の学習機会の充実を図る。



高等学校における遠隔授業【教科・科目充実型】

(2) 遠隔授業【教科・科目充実型】を行う際の主な留意事項

生徒数	・同時に授業を受ける生徒数は、原則として40人以下とすること。
配信側	・受信側の高等学校等（生徒の在籍する高等学校等）の身分を有すること。 ・学校種や教科等に応じた相当の免許状を有すること。
受信側	・原則として 教員を配置するべき であること。 ※ただし、病室等において病気療養中の生徒等に対して遠隔授業を行う場合には、教員配置は必ずしも要しない（その場合には、病室等での適切な体制整備が必要）
学習評価	・単位認定等の評価は、配信側の教員が行うべきであること。（受信側教員はそれに協力）
その他	・遠隔授業を行う教科・科目等の特質に応じ、 対面により行う授業を相当の時間数行うこと 。 ・ 36単位を上限 とすること。 ※ただし、病室等において病気療養中の生徒等に対して遠隔授業を行う場合には、単位数上限の算定には含めない ※※主として対面により授業を実施するものは単位数上限の算定に含めない

(3) 病気療養中の生徒等に対して行う場合の要件緩和

- 病室等における**病気療養中の生徒等に対し同時双方向型の遠隔授業を行う場合の特例**として、令和元年11月には**受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこと**とともに、令和2年4月には**修得単位数の上限（36単位）の算定に含めないこと**とする制度改正を実施。

(参考) 関係法令抜粋

■学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第88条の3 高等学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、**授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。**

第96条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、74単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、（略）

2 前項前段の規定により全課程の修了の要件として修得すべき**74単位**のうち、第88条の3に規定する**単位数は36単位を超えないもの**とする。ただし、疾病による療養のため又は障害のため、病院その他の適当な場所で医療の提供その他の支援を受ける必要がある生徒であつて、相当の期間高等学校を欠席すると認められるものについては、この限りでない。

高等学校段階における遠隔教育の推進について（概要）

- 平成27年4月より、高等学校の全日制・定時制課程における遠隔授業を正規の授業として制度化し、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側に当該教科の免許状を持った教員がいなくても、同時双方向型の遠隔授業を行うことができることとしている。
- これまでの取組状況を踏まえ、高等学校段階における遠隔教育の一層の推進を図る観点から、高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項の改正を行うこととする。

主な要件・留意事項（改正前）

●修得単位数関係

卒業までに必要な単位数（74単位以上）のうち、
遠隔教育による修得単位数は36単位まで。

●対面授業の必要時間数関係

対面により行う授業を、各教科・科目等の特質に応じた相当の時間数行うこと。

（例）

- ・国語総合（4単位）の場合は、4単位時間、
- ・数学Ⅰ（3単位）の場合は、3単位時間、
- ・コミュニケーション英語Ⅰ（3単位）の場合は、12単位時間等

主な要件・留意事項（改正後）

●単位数算定の弾力化

遠隔授業を活用して修得する単位のうち、主として対面により授業を実施するものは、36単位までとされる単位数の算定に含める必要はないこととする。

⇒ 卒業までの全ての授業の中で、その一部に遠隔授業を取り入れることが可能となる。

●対面授業の必要時間数の見直し

年間2単位時間以上を確保しつつ、各教科・科目等の特質を考慮して各学校で柔軟に設定可能とする。

※1単位科目は年間1単位時間以上でも可

（参考）受信側の体制の在り方に関する実証研究の実施【令和3年度予算2.1億円計上※】

●中山間地域・離島等の小規模高校における受信側の教員配置の特例措置・在り方検討

- ・教員の配置に代えて、実習助手や学習支援員などの受信校の身分を有し、安全管理や学習支援等を行うことができる者の配置をすることを特例的に可能とし、小規模高校の受信側の体制の在り方について実証研究を実施する（13箇所程度）。

※地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業（COREハイスクール・ネットワーク構想）